

鴨川市施設予約システム運用要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第40号

鴨川市施設予約システム運用要綱の一部を改正する告示

鴨川市施設予約システム運用要綱（平成29年鴨川市告示第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則」を「、鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則」に改め、「第5条第2項」の次に「及び鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年鴨川市規則第38号）第6条第2項」を加える。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 施設 鴨川市社会体育施設（鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第92号）第2条に規定する施設（鴨川市芝浜プールを除く。）をいう。以下同じ。）、鴨川市総合運動施設（鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第93号）第3条に規定する施設をいう。以下同じ。）及び鴨川市小湊さとうみ学校（鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和3年鴨川市条例第24号）第2条に規定する施設をいう。以下同じ。）をいう。

第5条第2項中「予約」の次に「（鴨川市社会体育施設及び鴨川市総合運動施設に係る予約に限る。）」を加え、同条第3項中「14日前」を「7日前」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の予約（鴨川市小湊さとうみ学校に係る予約に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。

- (1) 鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例別表第1第1項備考第2号に規定する市外利用者以外の者（第3号及び第4号に掲げる者を除く。） 利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日から利用しようとする日の7日前まで
- (2) 鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例別表第1第1項備考第2号に規定する市外利用者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 利用しようとする日の2月前の日の属する月の10日から利用しようとする日の7日前まで
- (3) 鴨川市小湊さとうみ学校に宿泊する者 利用しようとする日の12月前の日の属する月の初日から利用しようとする日の7日前まで
- (4) 鴨川市小湊さとうみ学校以外の市内の宿泊施設に宿泊する者 利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から利用しようとする日の7日前まで

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定（同項第3号及び第4号に係る部分に限る。）は、令和5年4月1日から施行する。